

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

事年	業度	法人名	円	
			定額基準額	円
			$2,000\text{万円} \times \frac{1}{12}$	15
当期留保金額の計算	留保所得金額 (別表四「38の」+連結法人間配当等の当期支払額-連結法人間配当等の当期受取額)	1		
	前期末配当等の額 (前期の(3))	2	所得金額総計 (別表四「30の」)	16
	当期末配当等の額	3	受取配当等の益金不算入額 (別表八「12」又は「24」)から連結法人間配当等の額に係る金額を除いた金額)	17
	法人税額 (別表一(一)「4」+「5」+「7」+「10」の外書-「11」-「44」)	4	法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。) (別表四「16」及び益金不算入附帯税(利子税を除く。))の受取額)	18
	住民税額の計算 住民税額の計算の基礎となる法人税額 (別表一(一)「2」+「5」+「7」+「10」の外書-「11」-「43」)-別表六(一)「23」の計-別表六(七)「8」-別表六(十)「19」-別表六(十一)「28」-別表六(十四)「14」+「17」-別表六(十七)「20」-別表六(十八)「28」-別表六(二十一)「27」)	5	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(二)「42」)	19
	住民税額 (5) × 20.7%	6	沖縄の認定法人の所得の特別控除額 (別表十(一)「9」又は「12」)	20
	当期留保金額 (1) + (2) - (3) - (4) - (6)	7	収用等の場合等の所得の特別控除額 (別表十(五)「18」、「33」、「38」及び「43」)	21
	期末資本金の額又は出資金の額	8	肉用牛の売却に係る所得の特別控除額 (別表十(六)「22」)	22
	同上の25%相当額	9	課税済留保金額の損金算入額 (別表十七(二)(二)「35」)	23
	期首利益積立金額 (別表五(一)「31の」)- (2)	10	課税対象留保金額の益金算入額 (別表十七(二)「40」)	24
	期中増減 適格合併等により増加した利益積立金額	11	所得等の金額 (16) + (17) + (18) + (19) + (20) + (21) + (22) + (23) - (24)	25
	適格分割型分割等により減少した利益積立金額	12	所得基準額 (25) × 40%	26
	期末利益積立金額 (10) + (11) - (12)	13	留保控除額 (14)、(15)又は(26)のいずれか多い金額)	27
	積立金基準額 (9) - (13)	14	課税留保金額 (7) - (27)	28
留保金額に対する税額の計算				
課税留保金額			税額	
年3,000万円相当額以下の金額 (28)又は(3,000万円 × $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額)	29	円 0 0 0	(29) の 10 % 相当額	33
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 ((28) - (29))又は(1億円 × $\frac{1}{12}$ - (29))のいずれか少ない金額)	30	円 0 0 0	(30) の 15 % 相当額	34
年1億円相当額を超える金額 (28) - (29) - (30)	31	円 0 0 0	(31) の 20 % 相当額	35
計 (28) (29) + (30) + (31)	32	円 0 0 0	計 (33) + (34) + (35)	36

御注意

「14」欄には、「13」欄がマイナスであるときは、「9」欄の金額にそのマイナスの金額を加算した金額を記載します。また、「30」欄には、その金額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。また、「28」欄で切り捨てた千円未満の端数より多いときは、これを切り上げた金額を記載します。